

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年2月23日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 免除保険料率の見直し及びそれに伴う財政運営基準の改正等について ◆

免除保険料率の見直し及びそれに伴う財政運営基準の改正等(確定給付企業年金の取扱いを含む)に関する信託協会等から厚生労働省宛確認中の事項につきまして、一部回答がありましたので、主な内容についてご連絡いたします。

なお、当該回答は平成22年1月15日付で発出された通知改正に係るものとなっております。当該法令改正案につきましては、中央三井アセットの年金情報(平成22年1月18日付)を併せてご参照ください。

また、併せて確定給付企業年金の新死亡率の適用の取扱いについても新たに確認しております。

確認事項の具体的な内容を別紙にまとめておりますので、ご参照ください。

なお、次の内容についても厚生労働省から連絡を受けております。

- ・ 平成19年1月以降に認可承認申請・届出を行なったものについては、新しく計算した数理上特別掛金が前回の財政計算における数理上特別掛金を下回らない範囲内でしか償却期間を延長することができない取扱いとしてきたが、数理上特別掛金の端数を四捨五入して規約上特別掛金率を設定している場合には、数理上特別掛金ではなく、規約上特別掛金を用いて償却期間の延長の可否を判断することを認めることとしたこと。

以上



No.	確認内容	確認結果
1	<p>＜特別掛金引下げ及び予定償却期間延長の判定について（DB及び厚生年金基金）＞</p> <p>財政計算を実施し、特別掛金の引上げの猶予を適用した場合、当該財政計算の次の財政計算（引上げ猶予期限終了前の財政決算において継続基準に抵触し、財政計算を実施するケース等）において、特別掛金引下げ・予定償却期間延長の判定に用いる変更前数理上特別掛金・予定償却期間は、掛金引上げ猶予後の（実際に適用している）規約上特別掛金の基となる数理上特別掛金・予定償却期間という理解でよいか。</p>	<p>特別掛金の設定における判定に用いる変更前の特別掛金は、掛金引上げを猶予した財政計算における数理上特別掛金となります。</p> <p>（注）掛金の引上げ猶予を適用した財政計算がこのように利用されることを考慮せずに年金数理関係資料の作成・提出を行った厚生年金基金等が、これを差換えたい場合は個別相談に応じると厚生労働省から連絡を受けております。</p>
2	<p>＜代行部分の予定利率について（厚生年金基金）＞</p> <p>① 代行部分の予定利率について、厚生年金本体の財政の現状及び見通しが公表されるタイミングで、全基金が一律見直しを求められることはないという理解でよいか。</p> <p>② 代行部分の予定利率については、代行部分に係る特別掛金を定める場合のみに決定するものであって、代行部分に係る特別掛金を定めない場合には必要ないということによいか。また、代行部分について特別掛金を設定していない（予定利率を定めていない）場合には、回復計画の策定に用いる資産の運用利回りの前提の上限については、基本プラスアルファ部分の予定利率を基本部分全体に用いるということによいか。</p>	<p>① 左記の理解のとおり。</p> <p>② 代行部分の予定利率については、予め定めた基金の方針に従って、必要が生じたときに定めるものとします。なお、回復計画を策定する場合は、資産の運用利回りの前提の上限値に用いるため、上記必要が生じている場合に該当していると言え、当該予定利率を用いて上限値が定まることとなります。</p>
3	<p>＜掛金の引上げ猶予について（DB及び厚生年金基金）＞</p> <p>① 標準掛金の引上げを猶予した場合、給付現価の計算は基礎率の変更を織込み、標準掛金収入現価の算定は引上げ前の掛金を基準として算定するという理解でよいか。</p> <p>② 標準掛金の引上げを猶予した場合、猶予期間経過後に適用する掛金を算定するために、平成24年4月1日以前を適用日とする財政計算を行う必要があるという理解でよいか。</p> <p>また、適用する掛金は、引上げ猶予開始時点での財政計算に基づくものではなく、当該財政計算基準日時点で改めて財政計算を行い、掛金を算定する必要があるという理解でよいか。</p> <p>③ 特別掛金の引上げを猶予した場合、猶予期間経過後に適用する掛金を算定するために、平成24年4月1日以前を適用日とする財政計算を行う必要があるが、猶予期間中に継続基準をクリアした場合（厚生年金基金において財政計算不要の場合を含む。）は、当該財政計算が不要と認識している。当該取扱いは、継続基準抵触に伴い特別掛金の引上げを猶予した場合だけではなく、その他の財政計算時も同様という認識でよいか。</p> <p>また、特例掛金の引上げを猶予した場合についても、上記継続基準を非継続基準と読み替えた上で同様に取扱ってよいか。</p>	<p>① 左記の理解のとおり。</p> <p>② 左記の理解のとおり。</p> <p>③ 特別掛金の引上げを猶予した場合に、猶予期間経過後に新しい掛金が適用されているように財政計算を行っておく必要はなく、平成24年4月1日以降を適用日とする財政計算を行うべき事由に該当した場合に行えばよい取扱いとなります。（引上げ後の掛金を必ずしも平成24年4月1日に適用する必要はありません。）ただし、継続基準に抵触した場合は、新掛金適用日を翌々事業年度の初日前1年間で任意に設定できますが、平成23年3月末以降を基準日とする財政検証で継続基準に抵触した場合に、平成24年3月以前に新掛金を適用することとし、引上げ猶予を適用することはできません。また、特例掛金の引上げを猶予した場合についても、左記の理解のとおりとなります。</p>



No.	確認内容	確認結果
4	<p>＜厚生年金基金の財政運営基準に係る経過措置（現行の財政運営基準を平成24年3月末まで適用可能）について（厚生年金基金）＞</p> <p>①「掛金計算時の基本プラスアルファ部分と代行部分の分離」及び「数理債務を計算する時に使用する掛金」は、平成22年3月31日以降を基準日とする財政計算（財政再計算を含む）からの適用となっているが、財政決算（財政検証）への反映については、平成22年度以降、当該財政計算の実施後に順次適用するという理解でよいか。</p> <p>②当該経過措置を適用した場合も、継続基準上の期ズレの解消は行われるという理解でよいか。</p> <p>③新基準への変更は平成24年3月末日（基準日ベース）までの任意のタイミングで可能であり、新基準適用後、旧基準に戻すことは不可という理解でよいか。</p> <p>④当該経過措置を適用した場合、継続基準に基づく財政計算時は下方回廊方式を適用可能であり、それ以外の財政計算（財政再計算等）は全額不足金を解消する必要があるという理解でよいか。</p> <p>⑤旧基準から新基準に移行することのみを目的とする財政計算を平成21年度末から平成23年度末までの基準日にて任意で実施する場合においても下方回廊方式を適用できるという理解でよいか。</p> <p>⑥平成24年3月末日において、新基準の財政計算が未実施の場合は、同日同基準で新基準を適用するための財政計算が必要になる（新掛金適用は遅くとも平成25年4月1日）ということか。</p> <p>⑦平成22年3月末日以降を基準日とする財政再計算又は変更計算に該当しても、当該経過措置を適用できるという理解でよいか。</p> <p>⑧当該経過措置を適用し、かつ長期運営計画を策定（掛金引上げ猶予を適用）していた基金はいつから新基準財政運営基準に基づく掛金を適用する必要があるのか。</p>	<p>① 財政計算の基となる基準（新基準か旧基準）に合わせてその後の決算を行うこと。</p> <p>② 左記の理解のとおり。</p> <p>③ 左記の理解のとおり。</p> <p>④ 左記の理解のとおり。</p> <p>⑤ 下方回廊方式については、継続基準に抵触した場合の財政計算の場合のみ適用可能。</p> <p>⑥ 平成24年3月末基準として新基準を適用するための財政計算は必要ない。平成24年4月1日以降を基準日として財政計算を行うものから新基準を適用する。</p> <p>⑦ 左記の理解のとおり。</p> <p>⑧ 掛金引上げ猶予期間に関係なく、平成24年3月31日までを基準日とする場合は、経過的に旧基準で財政計算を行うことが可能であり、平成24年4月1日以降を基準日として財政計算を行う場合は、新基準で行う必要がある。</p>
5	<p>＜資産配分方法について（厚生年金基金）＞</p> <p>基本部分に配分された資産を基本プラスアルファ部分に優先的に充当する取扱いは可能という理解でよいか。</p> <p>また、資産を代行部分先取りとした上で、代行部分と代行部分以外の2つの給付区分で未償却過去勤務債務及び特別掛金を算定することは認められるという理解でよいか。</p>	<p>基本プラスアルファ部分に資産を優先的に充当することは不可とします。</p> <p>また、資産を代行部分先取りとし、残余を基本プラスアルファ部分と加算部分に配分することは認められます。</p>



No.	確認内容	確認結果
6	<p>＜数理債務の算定に用いる掛金の取扱い（厚生年金基金）＞</p> <p>① 基本プラスアルファ部分の規約上掛金率について、次の取扱いは可能か。</p> <p>ア. 数理上掛金の端数を切上げる方法</p> <p>イ. 数理上掛金を四捨五入したものよりも従前の規約上掛金が高い場合、従前の規約上掛金を据え置く方法（掛金分離時には、「従前の規約上掛金－従前の免除保険料率」を据え置く）</p> <p>ウ. アとイの間の任意の掛金とする方法</p> <p>② 数理債務の算定に用いる掛金として「数理上掛金を四捨五入したものと規約上掛金のいずれか低い方」とすることは可能か。</p> <p>また、数理上掛金を端数処理の範囲内で切上げたものを規約上掛金としている場合について、数理債務を算定する時に用いる掛金として規約上掛金とすることは可能か。</p>	<p>① ア、イは可能ですが、ウは不可です。</p> <p>② 数理上掛金を切上げて、規約上掛金としている場合には、数理債務の算定に規約上掛金を用いることも可とします。</p>
7	<p>＜非継続基準に基づく特例掛金の引上げ猶予について（DB）＞</p> <p>DB制度において、非継続基準に基づく特例掛金の引上げを猶予した場合、次の前提における平成24年4月1日以降の特例掛金の対応はどのような取扱いとなるのか。</p> <p>① 前提1</p> <p>平成22年6月末基準財政決算において非継続基準に抵触し、特例掛金の引上げを猶予していたDB制度が、平成23年6月末基準財政決算にて非継続基準に抵触し、追加拠出が必要となった場合。</p> <p>② 前提2</p> <p>平成22年1月末基準財政決算において非継続基準に抵触し、特例掛金の引上げを猶予していたDB制度が、平成23年1月末基準財政決算にて非継続基準に抵触し、追加拠出が必要となった場合。</p> <p>③ 前提3</p> <p>DB制度において、非継続基準に基づく特例掛金の引上げを猶予し、その後平成23年6月基準財政決算で非継続基準に抵触したものの追加拠出が不要となった。その後、同一基準日で給付設計の見直し等に係る財政計算を実施し、非継続基準の見直しを行った結果、特例掛金の追加拠出が必要となった場合。</p>	<p>① 平成23年6月末基準財政決算の結果に基づき、翌々事業年度（平成24年7月～）から引上げ後の特例掛金を設定する。平成24年4月1日にて掛金引上げ猶予期間は終了するものの、この場合は平成24年4月1日での掛金変更は不要。</p> <p>② 当該財政決算に基づく平成24年2月から拠出する特例掛金については、掛金引上げ猶予を適用することが可能。平成24年4月1日で掛金引上げ猶予措置が終了するものの、この場合は平成24年4月1日での掛金変更は不要。引上げ猶予終了後の特例掛金については、平成24年1月末基準財政決算の結果に基づき算定し、掛金拠出開始は翌々事業年度（平成25年2月～）からとなる。</p> <p>③ 翌々事業年度（平成24年7月～）から引上げ後の特例掛金を設定する。猶予期間経過による掛金計算（平成24年4月1日での掛金変更）は不要。</p>



No.	確認内容	確認結果
8	<p>＜新死亡率の適用について（DB）＞</p> <p>① 確定給付企業年金の新死亡率の発出予定時期はいつか。</p> <p>② 確定給付企業年金の新死亡率は前回同様、厚生年金基金における別表2の死亡率と同じか。</p> <p>③ 新死亡率の適用は厚生年金基金と同じく平成22年4月1日以降の日を基準日とするものからという理解でよいか。</p> <p>④ 確定給付企業年金の新死亡率の適用は、財政計算に使用する死亡率については、平成22年3月31日以前の基準日に早期適用可能との理解でよいか。（厚生年金基金では平成22年3月31日以降の財政再計算から新死亡率が強制適用だが、確定給付企業年金では平成22年4月1日以降の財政計算から強制適用、平成22年3月31日基準の財政計算では任意適用という理解でよいか。）</p> <p>⑤ 非継続基準での新死亡率の適用は平成22年3月31日までを基準日とする財政決算までは不可、平成22年4月1日以降を基準日とする財政決算からは強制適用という理解でよいか。</p>	<p>① 3月に出す下限予定利率等の告示の中で示します。</p> <p>② 左記の理解のとおり。</p> <p>③ 左記の理解のとおり。</p> <p>④ 平成22年3月31日以前の基準日の早期適用も可能です。</p> <p>⑤ 左記の理解のとおり。</p>

以上

